

〈研究ノート〉

# 政治家の名誉毀損訴訟

## — 対メディア型における司法判断の経年調査 —

### 山 田 隆 司

#### 目 次

- 一. はじめに
- 二. 政治家の名誉毀損訴訟の経年調査
  - (1) 調査概要
  - (2) 調査結果
- 三. 検 討
  - (1) 政治家の名誉毀損訴訟 増加傾向の理由
    - a) 名誉毀損訴訟全体の傾向
    - b) 損害賠償額の高額化
    - c) 政治家の意識の変化
  - (2) 雑誌・新聞に対する政治家の勝訴率
  - (3) 年代ごとの政治家の勝訴率
- 四. 結びに代えて

#### 一. はじめに

「政治家」を原告とする民事上の名誉毀損訴訟が増加傾向を示しているように思われる。ここで政治家とは、さしあたり、国務大臣など政府首脳、国会議員、地方公共団体の長の経歴を有する者をいうこととする（詳細な定義は後述）。こうした政治家が提起した名誉毀損訴訟について、第二次世界大戦後の日本を対象として、日刊新聞4紙、すなわち読売、朝日、毎日、日本経済の各新聞記事データベースで検索した。<sup>1)</sup>その結果、政治家が「マス・メディア」などを相

---

1) 本稿でマス・メディア（メディアと略すこともある）とは新聞、テレビ、雑誌など「報道」や「ジャーナリズム」と言い換えられる一定の規模を有する大量伝達媒体をいう。

手取って提起した名誉毀損訴訟に関する報道は、1980年代まではほとんど見当たらなかったが、平成に入った1990年頃から目立ち始めて1990年代に20の判決が下され、2000年代に56の判決・決定（以下「司法判断」という）、2010年代には61の司法判断が示されていた（詳細は本文末の「一覧」参照）。

政治家の名誉毀損訴訟は、最近20年ほどの間に、あたかも「ありふれた」裁判の1つになったのであろうか。また、それに伴ってマス・メディアをはじめとする表現者の政治家に対する批判的言論は、変化をみせているのであろうか。

## 二. 政治家の名誉毀損訴訟の経年調査

### (1) 調査概要

本研究では、「政治家」という言葉を使用するが、これは法学上の用語とは言い難い面がある。辞典では「政治にたずさわる人」「政治活動に従事する人間」といった説明がなされ、政治学などにおいては、さまざまな定義が見られるが、それには立ち入らない。本稿において政治家とは、一定程度、大きい影響力を有すると考えられる「公職者」のうち、①政府首脳（内閣総理大臣、国務大臣など）、②国会議員（衆議院議員と参議院議員）、③地方公共団体の長（都道府県知事と政令市長に限る）の経歴を有する者に限定したい。<sup>2)</sup>

本研究の新聞4紙データベース検索では、第二次世界大戦後の新聞記事に対して「名誉」「大臣」「議員」「判決」といったキーワードで絞り込みをかけ、ヒットした記事本文を閲覧して該当するものを「一覧」にまとめた。<sup>3)</sup>

### (2) 調査結果

#### 「政治家 対 政治家型」と「政治家 対 メディア型」

検索結果によれば、1980年代から2010年代までの40年間において、延べ72人の政治家が、<sup>4)</sup>メディアおよびメディアに関わる個人（フリーライター、評論

なお、Webメディアやソーシャルメディアについては基本的に検討の対象外とする。

2) 「公人」以外の呼称として「公職者」とされることがある。この①から③の3つの類型は、「その他の国務大臣」に民間登用があるものの、ほぼ選挙によって選出される。

3) したがって、見落とした訴訟がありうることは否定できない。しかし、網羅的な検索を実施したことから、全体的な傾向をつかむことはできたと考えている。

表(1) 「政治家 対 メディア型」の司法判断数の推移

	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代	計
原告政治家の 人数	1	12	26	27	66
被告メディア の数	1	15	30	33	79
司法判断数	2	19 (他に和解1)	52 (他に和解3)	55 (他に和解2、 請求放棄2)	128
原告政治家の 勝訴率	100% (○2●0)	57.9% (○11●8)	59.6% (○31●21)	80.0% (○44●11)	68.8% (○88●40)

(カッコ内の○は原告政治家側の勝訴数、●は敗訴数)

家など)、さらに政治家を相手取って名誉毀損訴訟を提起し、139の司法判断が示されていた。<sup>5)</sup>このうち、政治家が政治家を相手取って名誉毀損訴訟を提起した「政治家 対 政治家型」では、原告政治家6人が6人の政治家を提訴しており、その司法判断は計11で、全体の7.9%であった。139の司法判断のうち、残る92.1%にあたる128の司法判断は、政治家がメディア、あるいはメディアに関わる個人を相手取って提起した「政治家 対 メディア型」訴訟に関するものである。

#### 「政治家 対 メディア型」の司法判断数の推移

本研究の主たる対象は、後者の「政治家 対 メディア型」の名誉毀損訴訟である。この型で原告となった政治家は延べ66人であり、79のメディア（あるいはメディアに関わる個人）を相手取って名誉毀損訴訟を提起し、先述のように128の司法判断が示された=表(1)。

この「政治家 対 メディア型」の名誉毀損訴訟における128の司法判断を年代ごとにみると、まず1980年代には政治家1人が提訴した1つのメディアに対して2つの判決が下され、つづく1990年代には12人が提訴した15のメディア

4) 「延べ」としたのは、10年間で1つの「年代」として「年代」ごとにカウントし、1人の政治家を複数回カウントした場合があるからである。

5) これら司法判断が示されたほか、「和解」および「請求放棄」がある。

本稿において、事件の数ではなく、司法判断の数に着目したのは、訴訟の当事者が上訴したという事実に重きを置いた面もあるからである。

に対して 19 の判決があり（そのほか和解 1 件）、2000 年代に 26 人が提訴した 30 のメディアに対して 52 の司法判断（そのほか和解 3 件）、さらに 2010 年代には 27 人が提訴した 33 のメディアに対して 55 の司法判断（そのほか和解 2 件、請求放棄 2 件）が示された。つまり、政治家の名誉毀損訴訟における司法判断の推移は、1980 年代の 2、1990 年代の 19、2000 年代の 52、2010 年代の 55 であり、年平均にすれば数件と多くはないものの、増加傾向にあると言える。

#### 原告政治家の勝訴率の推移

また、「政治家 対 メディア型」の名誉毀損訴訟における原告の請求が認められた、いわゆる「原告勝訴（一部勝訴を含む）<sup>6)</sup>」の割合は、1980 年代が 100 %（勝訴 2、敗訴 0）、1990 年代が 57.9 %（勝訴 11、敗訴 8）、2000 年代が 59.6 %（勝訴 31、敗訴 21）、2010 年代が 80.0 %（勝訴 44、敗訴 11）であり、訴訟自体がわずかであった 1980 年代をのぞき、年代ごとに勝訴率が上昇している（40 年間のトータルでは 68.8 %（勝訴 88、敗訴 40））。この数字の変化は、メディアの「表現の自由」に影響を及ぼしている可能性があることから、重要な論点の 1 つと考えられ、のちほど検討する。

#### 被告メディアの種類別の司法判断数の推移

つぎに、政治家による名誉毀損訴訟の被告として下された司法判断数の推移について、メディアの種類に着目してみていく=表(2)。

1980 年代は 2 つの司法判断を受けた被告メディアはいずれも雑誌であった。

1990 年代になると、新聞 8、通信 2、テレビ 1、雑誌 5 などと、司法判断（計 19）を示された被告メディアは多様化するとともに、新聞に関する司法判断がやや目立つようになった。司法判断を受けた新聞の種類別の内訳は、全国紙が 6、スポーツ紙 1、夕刊紙 1 となっている。1990 年代における原告政治家・被告新聞の勝訴・敗訴別は、原告勝訴が 4（全国紙 2、スポーツ紙 1、夕刊紙 1）、原告敗訴が 4（すべて全国紙）で、新聞に関する政治家の名誉毀損訴訟では司法判断の半数において原告の主張が認められた。また、1990 年代における原告

6) 勝訴、一部勝訴、実質敗訴などの区別について明確な判断基準がなく、本来ならば請求額の何割が認容されたかなどを数字で示すべきところ、すべての事例の詳細を把握できず、「傾向」をつかむことを重視した結果、曖昧な区別になったところがある。

表(2)

被告メディアの種類別の司法判断の推移

	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代	計
新聞	—	8(○4●4)	8(○1●7)	10(○10●0)	26(○15●11)
通信	—	2(○0●2)	3(○0●3)	—	5(○0●5)
テレビ	—	1(○1●0)	—	1(○1●0)	2(○2●0)
雑誌	2(○2●0)	5(○3●2)	41(○30●11)	38(○28●10)	86(○63●23)
サイト	—	—	—	1(○0●1)	1(○0●1)
その他	—	3(○3●0)	—	5(○5●0)	8(○8●0)
計	2(○2●0)	19(○11●8)	52(○31●21)	55(○44●11)	128(○88●40)

(カッコ内の○は原告政治家側の勝訴数、●は敗訴数)

政治家・被告雑誌の勝訴・敗訴別では、原告勝訴が3（すべて週刊誌）、原告敗訴2（すべて週刊誌）であった。数が多いとは言えないものの、1990年代には週刊誌に関する事例が目立ち始めている。

2000年代には、政治家の名誉毀損訴訟が急増する。司法判断（計52）を示された被告メディアは新聞が8、通信が3にとどまった半面、雑誌は41と大幅に増加し、政治家による名誉毀損訴訟では雑誌が「主役」の地位を確立したと言えよう。原告政治家・被告雑誌の勝訴・敗訴別では、41の司法判断のうち、原告勝訴が30（週刊誌22、月刊誌8）、原告敗訴が11（すべて週刊誌）で、雑誌に関する政治家の名誉毀損訴訟では73.17%、実に約4分の3の司法判断において原告の主張が認められた。これに対して、原告政治家・被告新聞の類型の8の司法判断における勝訴・敗訴別では、原告勝訴が1（夕刊紙1）、原告敗訴が7（全国紙1、地方紙6）で、新聞に関する政治家の名誉毀損訴訟では、夕刊紙の1件をのぞく司法判断において原告の主張が認められず、一般紙とされる全国紙・地方紙という新聞側の勝訴となつた。また、取材力が一般紙と同等レベルと言われる通信社による政治家の名誉毀損訴訟における司法判断では、原告政治家の勝訴ではなく、原告敗訴が3（いずれも共同通信社）となっている。

2010年代には、政治家の名誉毀損訴訟において被告として司法判断を示された雑誌は38と高い水準を維持した。原告政治家・被告雑誌の勝訴・敗訴別では、38の司法判断のうち、原告勝訴が28（週刊誌27、月刊誌1）、原告敗訴が10（週刊誌5、月刊誌5）で、雑誌に関する政治家の名誉毀損訴訟では2000年代とほ

ほぼ横ばいの水準を維持し、73.68 %と約4分の3の司法判断において原告の主張が認められた。また、原告敗訴の週刊誌5のうち、3つの司法判断が新聞社系の週刊誌に対するものであったことが特徴的と評しうる。これに対して、原告政治家・被告新聞の類型の10の司法判断における勝訴・敗訴別では、原告勝訴が10（全国紙7、地方紙3）で、政治家側の敗訴はなかった。このほか、テレビによる政治家の名誉毀損訴訟における司法判断では、原告政治家の勝訴が1（テレビ東京）で敗訴はなく、インターネットのサイト記事による政治家の名誉毀損訴訟における司法判断では、敗訴が1（サイト運営の扶桑社）で勝訴はなし、などとなっている。

1980年代から2010年代までの40年間におけるメディアごとの司法判断（計128）は、雑誌が群を抜いて多い86で、全体の67.2%を占めている。ついで新聞の26で、全体の20.3%を占めた。続いて、通信の5（3.9%）、テレビの2（1.6%）、インターネット・サイトの1（0.8%）などとなっている。

### 三. 検討

#### （1）政治家の名誉毀損訴訟 増加傾向の理由

##### a) 名誉毀損訴訟全体の傾向

名誉毀損訴訟の件数については、全国的に増加傾向にあると思われるが、それを裏づける統計が見当たらなかった。民事の名誉毀損訴訟の件数の推移を司法統計で確認するため最高裁判所事務総局広報課に問い合わせたが、裁判所ウェブページで公開している「司法統計」では名誉毀損訴訟の件数についてまとめおらず、記載がないということであった。そこで、民事事件全体の提訴の推移を調査した。「司法統計」によれば、民事・行政事件の全裁判所の新受数は、1960年に約97万件、1970年に約123万件であったが、1980年に約146万件、1990年に約171万件、2000年に約305万件と、年代ごとに増加しつづけた。<sup>7)</sup> 2010年には約217万件と減少したが、高い水準で推移していると言える。

---

7) 裁判所ウェブページの「司法統計」を参照した。URLは次の通り。

<https://www.courts.go.jp/app/files/toukei/299/005299.pdf> [2020年10月12日閲覧]

つぎに、刑事の名誉毀損事件の統計を調べた。民事の名誉毀損訴訟に関する統計が見当たらないため、刑事の名誉毀損事件の統計を参照することによって、民事の名誉毀損事件の年代ごとの傾向を一定程度つかむことができうると考えたからである。「検察統計」の「被疑事件の罪名別通常受理人員の累年比較」によれば、検察庁が受理した名誉毀損罪の被疑者数は、1990年代にはおおむね200人台後半から300人台であったのが（1991年345人、1992年274人）、2000年代にはおおむね700人台前後となり、2010年代後半にはおおむね800人台前後（2018年924人、2019年892人）<sup>8)</sup>と増加している。

さらに、民事上の名誉毀損の司法判断に関する報道を調べた。読売新聞の記事データベースを使用し、民事の名誉毀損訴訟について「名誉棄損 OR 名誉毀損 AND 判決 AND 損害賠償 AND 地裁」のキーワードで検索した。その結果、民事の名誉毀損訴訟の司法判断は、1980年代後半には10ほどであったが、1990年代に大幅に増えて137を数え、2000年代には333まで増加した。2010年代には半数近くに減ったものの、依然高い水準を維持し171となっている。

もちろん、これらは政治家の名誉毀損訴訟とは異なるものであるが、名誉毀損に対する社会の「反応」あるいは「空気感」「雰囲気」といったものが一定程度、影響している可能性があり、これらを受けて1990年代から政治家が名誉毀損訴訟に積極的な姿勢を示し始め、その傾向が2000年代に定着した可能性があると思われる。

#### b) 損害賠償額の高額化

名誉毀損訴訟の損害賠償額が21世紀に入った頃から高額化の傾向をみせているのが政治家による名誉毀損訴訟の増加に関係している可能性もある。すなわち、かつて名誉毀損訴訟の賠償額は大半が数十万円であったのが、1970年頃から100万円が「相場」と言われるようになり、一部例外をのぞいて長く「100万円の賠償ルール」がとられていたとされる。それが、21世紀に入って高額化し、「400万円～500万円ルール」に移行し、中には1000万円台に乗る判決も出ている。

8) 法務省のウェブページ、「検察統計統計表」の「被疑事件の罪名別通常受理人員の累年比較（平成3年～平成18年）（平成16年～令和元年）」による。URLは以下の通り。

[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_kensatsu.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kensatsu.html)  
〔2020年10月12日閲覧〕

<sup>9)</sup> る。こうした損害賠償額の高額化が政治家による名誉毀損訴訟の積極的な提訴に影響を与えているのではないか、という疑問が呈されているのである。

ここで注目されるのが、高額賠償を命じた判決の大半が政治家、プロ野球選手、女優、その他社会的に相当な地位にある「著名人」のケースである、という指摘である。<sup>10)</sup> 被害者側の事情のうち、「社会的地位」に関する部分のウエイトづけについて、司法内部の研究会による提言は、タレントや政治家など有名人の名誉保護に傾いている、という指摘もある。<sup>11)</sup> 近時の裁判例の分析でも、全体的な傾向としては、300万円を超える高額賠償が認められた例は、「名誉を毀損された者が何らかの形で社会的に著名である場合に限定されている」と説明されている。<sup>12)</sup>

こうした著名人ほど損害賠償を高額化する理由として、ある論者は、名誉とは人がその人格的価値について社会から受ける客観的評価と解されているため、名誉を毀損された者の「職業・経歴・社会的評価は最も重要な要素」であり、重要な公職にある政治家などについては実務上も概して高額な慰謝料が認められないと指摘し、「政治家、高級官僚、会社役員、弁護士、医師、学者、芸能人などの著名人などについては原則として慰謝料額を増額して然るべきである」と主張している。<sup>13)</sup>

また、別の論者は、政治家は国民や地域住民の意思を決定する権限を持つ重要な公職であるから、日常の言動、資産状況、交友関係などの私的な事柄についても批判の対象とする必要がある反面、根拠なく真実に反する事実を摘示して批判されることを甘受する必要はないし、根拠の乏しい批判によって政治的な競争において容易に不利益を受けるという脆弱な面もあることから、「名誉毀損から保護すべき要請が高いこともある」と指摘する。<sup>14)</sup>

9) 山田隆司『公人とマス・メディア』132頁（信山社、2008年）、同『名誉毀損』191頁（岩波書店、2009年）、同『記者ときどき学者の憲法論』4頁（日本評論社、2012年）。

10) 右崎正博「名誉毀損訴訟における損害賠償高額化と表現の自由」法時74巻9号108頁（2002年）。

11) 松井修視「名誉毀損訴訟と損害賠償の高額化問題」法時74巻12号69頁（2002年）。

12) 東京地方裁判所損害賠償訴訟研究会「マスメディアによる名誉毀損訴訟の研究と提言」ジユリ1209号65頁（2001年）。

13) 塩崎勤「名誉毀損による損害額の算定について」判タ1055号12-13頁（2001年）。

実務において、有名人・公人ほど損害賠償の高額化傾向があることについて、ある裁判官は、名誉毀損行為により被害者が被る精神的苦痛の程度は被害者の社会的地位（職業・経歴）によって異なり、その地位が高い人物である場合には、名誉毀損行為によって被る精神的苦痛が量的な面および質的な面において類型的に大きいものと考えられると述べ、著名なタレント、国会議員、弁護士、医師らについては、「一般人」より高額の慰謝料を認容することが許されよう、<sup>15)</sup>という見解を示している。この裁判官の論稿に付けた「名誉毀損による慰謝料算定の定型化及び定額化のための算定基準（1点10万円）」と題する別表においては、被害者側の「加算基準」の「算定要素」として「社会的地位」の「職業」の欄があり、例えば「国会議員」が「弁護士等」と並んで「+8（点）」と記載されている。<sup>16)</sup>

しかしながら、以上の見解においては、政治家らの名誉権について、一般的市民と区別する形で手厚く保護していると言いうるが、こうした評価を前提として損害賠償額の高額化が定着し、それを受けた政治家による名誉毀損訴訟の提訴が増加傾向にあるとすれば、その傾向自体に問題があることになるのではないかとも思われる。

### C) 政治家の意識の変化

政治家の社会的評価の低下につながる報道が増加したことによって、名誉毀損訴訟が増加傾向にある可能性がある。

かつて政治家は、あたかも「雲の上の存在」であるかのように扱われることがあり、それがメディアの報道にも影響し、よほどの大事件でないかぎり、政治家の不祥事・問題は大きく報じられることはなかったという指摘がありうる。ところが時代を経て、20世紀末に近づくにつれて、そうした社会、メディアの

14) 升田純「名誉と信用の値段に関する一考察 — 名誉・信用毀損肯定判例の概観（I）」NBL 627号43、46頁（1997年）。

15) 井上繁規「名誉毀損による慰謝料算定の定型化及び定額化の試論」判タ1070号20頁（2001年）。

16) 別表には、「この表は、司法研修所における損害賠償実務研究会の結果要旨の別表に、算定要素として『(1) 被害者の過失』を加え、かつ、他の算定要素についても若干の訂正をしたものである」という注が付いている。

政治家に対する扱いが変化し、新聞はもとより、雑誌メディアも政治家の社会的評価の低下につながる報道を活発化させるようになってきたとも考えられる。

こうした見方のもととなりうるデータを本研究の調査結果として得ることができた。雑誌、なかでも週刊誌のうち、政治家による名誉毀損訴訟の提訴で最多の「週刊新潮」<sup>17)</sup>およびそれに次ぐ「週刊文春」<sup>18)</sup>の2誌が、政治家を批判的に報道した記事について、「国立国会図書館サーチ」を利用して検索したところ(以下、「週刊誌の政治家報道調査」とする)、1980年代までは見当たらず、1990年代になって、ようやく31件(新潮20件、文春11件)<sup>19)</sup>ヒットした。そして、2000年代に入ると政治家を批判的に報道した記事は、443件(新潮272件、文春171件)<sup>20)</sup>と大幅に増加した。批判的記事は2010年代には一転して減少し、半減に近い232件(新潮135件、文春97件)となった。しかし、それでも1990年代以前を考えると高い水準を維持していると言える。週刊誌の政治家報道調査において2000年以降の年ごとの推移をみると、2009年の1年間だけで批判的記事は97件(新潮74件、文春23件)に上り、調査結果全体の706件のうち13.8%を占めた。翌2010年も、減少したとはいえ、批判的記事は47件(新潮33件、文春14件)あり、調査結果全体の6.7%を占めた。

このように、政治家に対する批判的記事が活発化するにつれて、政治家の意識が変化したことも指摘しうる。自身の社会的評価が低下する報道がなされたとき、かつては放置していたところが、選挙民の視線がきびしくなり、黙っていると、報道をみとめたことになりかねず、いわゆる世間が許さないとして、

17) 本来であれば提訴されたすべての週刊誌について網羅的な調査するべきであろうが、統計自体を目的としたものではないことから、提訴された件数の多い上位2誌をいわば抽出調査することによって、ある程度の「傾向」がつかめればよいと考えた。また、政治家を「批判的」に報道した記事の件数を数えたが、この言葉は曖昧な側面があることを否定できないものの、これについても、一定数の事例をみるとことによって、ある程度の「傾向」がつかめればよいと考えた。

18) 国会図書館サーチのURLは次の通り。<https://iss.ndl.go.jp/> [2020年10月12日閲覧]

19) 検索したワードは週刊誌名×「相」、「大臣」、「議員」である。ヒットした結果一覧から政治家に対する批判的な記事をピックアップし、それを数えた。

20) こうした記事急増の背景には、2009年に、政権交代とともに政治的変化があったことを指摘することもできうると思われる。

訴訟を提起することが目立つようになった可能性があると思われる。

## (2) 雑誌・新聞に対する政治家の勝訴率

政治家の名誉毀損訴訟に関する検索結果を概観すると、雑誌が群を抜いて司法判断を受けた数が多いことがわかる。それも、雑誌メディアに対する司法判断は2000年頃から急増し、政治家による名誉毀損訴訟の「主役」に躍り出た感がある。

そもそも雑誌、とりわけ週刊誌というメディアは、警察をふくめた官公庁の発表にもとづくニュースが多い新聞と比べて、独自の取材源にもとづくニュースが目立ち、十分な正確性を欠いたまま報道されることも少なくないと指摘されうる。かつては、こうした手法による取材・報道が社会的に一定程度、容認されてきた側面があろう。<sup>21)</sup>しかしながら、近年、「文春砲」という言葉に象徴されるように、雑誌メディアは、政治家など「公職者」を辞任・引退といった状況に追い込む社会的に大きな存在になりつつあると言える。こうした雑誌メディアの政治家報道の推移から、政治家の側も、自身の名誉を毀損する報道を放置することなく、法的な対応を取ることが増えたと考えられる。

また、前述したように、雑誌に関する名誉毀損訴訟における原告政治家の勝訴率は、2000年代で73.12%、2010年代で73.68%と高い水準を維持している。これは、もちろん雑誌メディアの取材・報道が、名誉毀損訴訟において裁判所の設定した「免責要件のハードル」を飛び越すことができなかつたことが多いためである。しかしながら、そもそも日本の最高裁判所が確立している、こうした「相当性の法理」<sup>22)</sup>では、表現者の側が勝訴することができにくいとされるような裁判の運用になっていることが指摘できよう。アメリカ合衆国の連邦最高裁判所で導入された「現実的悪意の法理」というような「表現の自由」を手厚く保護する判例法理が日本にはないことも影響していると思われるのである。

先にみたように、1990年代以降、政治家の名誉毀損訴訟において原告の勝訴率が上昇しているが、これは、メディアの種類を問わずに全体をみた傾向であ

---

21) 浜田純一「政治家に対する名誉毀損」法時 69 卷 13 号 235 頁では、「ある程度乱暴な批判」と表現している。

22) 「相当性理論」「『相当の理由』論」などとも呼ばれる。

り、新聞、とりわけ全国紙・地方紙（一般紙）に限ってみると、これとは異なる傾向が浮かび上がる。すなわち、一般紙に対する政治家の勝訴率は、1990年代が 50 %（勝訴 4、敗訴 4）であったのが、2000 年代になると 12.5 %（勝訴 1、敗訴 7）、2010 年代には反対に 100 %（勝訴 10、敗訴 0）となり、大きな振幅をみせた。この原因ははつきりとしておらず、今後、各事例ごとに詳細に考察していく必要がある。

### （3）年代ごとの政治家の勝訴率

司法判断が 2 つだけだった 1980 年代を除き、1990 年代以降、政治家の名誉毀損訴訟において原告の勝訴率が上昇している。なぜ政治家の訴えが認められる場合が増えているのか。確たる原因是分からぬが、原因として可能性のある理由はいくつか考えられる。第一に、政治家が報道内容を精査し、勝訴の可能性が高い、あるいは一定程度、勝訴の可能性がある事案に限って提訴に踏み切るようになったという「慎重な提訴」が挙げられる。第二に、被告メディアが十分な取材をせず、裁判所において被告敗訴の司法判断を受けるような報道を増加させている可能性が指摘できよう。いずれにしても、原告政治家の勝訴率の上昇は、メディアの報道一般に対して萎縮効果をもたらし、「表現の自由」に影響を及ぼしている可能性があることから、今後も注視していく必要がある。

## 四. 結びに代えて

本研究では、政治家による対メディア型の名誉毀損訴訟における年代ごとの司法判断数の推移を調査して増加傾向にあることを指摘し、なぜ増加傾向にあるのか、メディアの種類ごとに勝訴率が異なる原因などについて分析をくわえただけにとどまった。今後の課題としては、政治家をはじめとする「公人」の名誉権を保護しつつ、メディアの「表現の自由」をより保障し、私人とは異なる法的判断の仕組みによって「公人」に関する公的報道をさらに活性化させるために検討を深めていきたいと考えている。

## 政治家の名誉毀損 主な事件一覧

\*一覧の見方 原告政治家の氏名、主な経歴、被告マス・メディアの社名（〈 〉内は訴外。被告が個人の場合は氏名、職業。被告は主なもの）、媒体の順。①から③は審級。判決・決定の後の○は原告勝訴（一部勝訴△を含む場合も）、●は原告敗訴。最高裁の判断は上告棄却の結果、原告勝訴確定が○、原告敗訴確定が●。データは主に報道によった。敬称略。

### 1980～1989年

#### ◆政治家 対 メディア

上田茂行（衆院議員）

▽新潮社（写真週刊誌フォーカス）

- ①1988年4月18日 大津地裁 判決 ○
- ②1989年5月26日 大阪高裁 判決 ○

### 1990～1999年

#### ◆政治家 対 政治家

宮本顕治（参院議員、共産党議長）

▽中曾根康弘（衆院議員、内閣総理大臣）  
(集会で演説)

- ①1990年3月23日 東京地裁 判決 ●

#### ◆政治家 対 メディア

中曾根康弘（衆院議員、内閣総理大臣）

▽朝日新聞社

- ①1993年3月19日 東京地裁 判決 ●

②1993年7月19日 東京高裁 和解

森 喜朗（衆院議員、内閣総理大臣）

▽産経新聞社（夕刊フジ）フジ編集局長

- ①1998年9月21日 東京地裁 判決 ○

渡辺美智雄（衆院議員、副総理兼外相）

▽東京放送（TBS）（ニュース3回）

- ①1996年7月30日 東京地裁 判決 ○

三塚博（衆院議員、蔵相、自民幹事長）

▽東京スポーツ新聞社、記事執筆の政治評論家・菊池久

- ①1994年2月25日 東京地裁 判決 ○

中村喜四郎（衆院議員、建設相）

▽朝日新聞社

- ①1997年4月28日 東京地裁 判決 ●

▽毎日新聞社

- ①1998年9月14日 東京地裁 判決 ●

#### ▽産経新聞社

①1999年9月8日 東京地裁 判決 △

渡辺秀央（衆院議員、参院議員、郵政相）

▽光文社（週刊宝石）

- ①1994年2月8日 東京地裁 判決 ●

#### ▽毎日新聞社

①1994年7月27日 東京地裁 判決 ○

笹川 勇（衆院議員、科技担当大臣）

▽講談社（週刊現代）

- ①1999年3月30日 東京地裁 判決 ○

山本 拓（衆院議員、農林水産副大臣）

▽講談社（週刊現代）

- ①1993年6月28日 東京地裁 判決 ○

東 力（衆院議員、建設政務次官）

▽新潮社（週刊新潮、フォーカス）

- ①1996年7月30日 東京地裁 判決 ○

②1997年10月16日 東京高裁 判決 ●

武藤山治（衆院議員、社会党副委員長）

▽共同通信社（配信記事）、加盟36社

- ①1991年11月25日 東京地裁 判決 ●

②1992年9月30日 東京高裁 判決 ●

アントニオ猪木（参院議員、スポーツ平和党代表）

▽<東京スポーツ>記事執筆の政治評論家・菊池久

- ①1992年6月15日 東京地裁 判決 ○

②1994年7月21日 東京高裁 判決 ○

③1995年2月24日 最高裁2小判決○

糸山英太郎（参院議員、衆院議員）

▽毎日新聞社

- ①1993年1月22日 東京地裁 判決 ●

### 2000～2009年

#### ◆政治家 対 政治家

鈴木宗男（衆院議員、参院議員、北海道開発庁長官、新党大地代表）

▽峰崎直樹（参院議員、財務副大臣）

（「ダーティー」発言）

- ①2001年6月14日 札幌地裁 判決 ●

②2002年10月11日 札幌高裁 判決 ○

③2005年3月1日 最高裁3小決定○

中山正暉（衆院議員、建設相）

▽石原慎太郎（衆院議員、東京都知事）

（産経新聞のコラム）

- ①2004年1月13日 東京地裁 判決 ●

### ◆政治家 対 メディア

- 森 喜朗（衆院議員、内閣総理大臣）  
 ▽「噂の真相」社（月刊誌 噂の真相）  
 ①2001年4月24日 東京地裁 判決 △  
 ②2002年3月1日 東京高裁 和解  
 ▽講談社（写真週刊誌 フライデー）  
 ①2004年7月26日 東京地裁 判決 ●  
 菅 直人（衆院議員、内閣総理大臣）、  
 大橋巨泉（参院議員）  
 ▽新潮社（週刊新潮）  
 ①2002年6月17日 東京地裁 判決 ●  
 土井たか子（衆院議長、社民党党首）  
 ▽ワック・マガジンズ（月刊誌 WiLL）  
 ①2008年11月13日 神戸地裁尼崎支部 判決 ○  
 ②2009年4月24日 大阪高裁 判決 ○  
 ③2009年9月29日 最高裁3小決定○  
 谷垣禎一（衆院議員、財務相、自民総裁）  
 ▽文藝春秋（週刊文春）  
 ①2007年7月9日 東京地裁 判決 ○  
 ②2008年5月29日 東京高裁 判決 ○  
 ③2008年11月11日 最高裁3小決定○  
 小沢一郎（衆院議員、自治相、自民幹事長、新進党党首、民主党代表）  
 ▽講談社（週刊現代）  
 ①2007年8月10日 東京地裁 判決 ●  
 野中広務（衆院議員、自治相、内閣官房長官、自民幹事長）  
 ▽「日刊現代」社（日刊ゲンダイ）  
 ①2001年7月18日 東京地裁 判決 ○  
 ②2001年11月20日 東京高裁 和解  
 ▽「噂の真相」社（月刊誌 噂の真相）  
 ①2002年6月25日 京都地裁 判決 ○  
 ②2003年3月25日 大阪高裁 判決 ○  
 ③2003年10月24日 最高裁2小決定○  
 ▽新潮社（週刊新潮）  
 ①2009年1月30日 東京地裁 判決 ○  
 山崎 拓（衆院議員、防衛庁長官、自民幹事長・副総裁）  
 ▽文藝春秋（週刊文春）  
 ①2003年9月8日 東京地裁 判決 ●  
 中川秀直（衆院議員、内閣官房長官）  
 ▽新潮社（フォーカス）  
 ①2004年12月21日 広島地裁 判決 ○  
 ②2005年10月19日 広島高裁 判決 ○

亀井静香（衆院議員、建設相）

- ▽新潮社（週刊新潮）  
 ①2002年2月26日 東京地裁 判決 ○  
 ②2002年8月21日 東京高裁 和解  
 ▽講談社（週刊現代）  
 ①2002年4月22日 東京地裁 判決 ●  
 ▽選択出版（月刊誌 選択）  
 ①2007年6月18日 東京地裁 判決 ○  
 竹中平蔵（参院議員、経済財政相）  
 ▽講談社（フライデー）  
 ①2004年9月14日 東京地裁 判決 ○  
 中村正三郎（衆院議員、法相）  
 ▽共同通信社（配信記事）  
 ①2003年8月18日 東京地裁 判決 ●  
 ②2005年11月10日 東京高裁 判決 ●  
 ③2006年3月23日 最高裁1小決定●  
 ▽光文社（写真週刊誌 フラッシュ）  
 ①2005年11月17日 東京地裁 判決 ○  
 志賀 節（衆院議員、環境庁長官）  
 ▽岩手日報社など  
 ①2004年1月30日 盛岡地裁 判決 ●  
 ②2004年10月15日 仙台高裁 判決 ●  
 ③2005年3月22日 最高裁3小決定●  
 桜田義孝（衆院議員、五輪担当大臣）  
 ▽新潮社（週刊新潮）  
 ①2004年3月23日 東京地裁 判決 ○  
 笹川 奠（前出、1審1999年3月30日）  
 ▽講談社（週刊現代）  
 ②2000年1月25日 東京高裁 判決 ○  
 鈴木宗男（衆院議員、新党大地代表）  
 ▽新潮社（週刊新潮）  
 ①2003年6月20日 東京地裁 判決 ○  
 ②2003年11月5日 東京高裁 判決 ○  
 ③2004年4月9日 最高裁2小決定○  
 ▽新潮社（週刊新潮の新聞広告）  
 ①2003年7月17日 東京地裁 判決 ○  
 ②2003年12月25日 東京高裁 判決 ●  
 ③2004年6月10日 最高裁1小決定●  
 筒井信隆（衆院議員、農水副大臣）  
 ▽小学館（週刊ポスト）  
 ①2007年1月17日 東京地裁 判決 ○  
 ②2007年6月14日 東京高裁 判決 ○  
 小林興起（衆院議員、財務副大臣）  
 ▽読売新聞東京本社  
 ①2003年12月26日 東京地裁 判決 ●

渡辺嘉蔵（衆院議員、内閣官房副長官）

▽中日新聞社

①2003年8月28日 岐阜地裁 判決 ●

②2004年11月26日 名古屋高裁判決 ●

③2005年3月18日 最高裁2小決定●

平沢勝栄（衆院議員、内閣府副大臣）

▽新潮社（週刊新潮）など

①2004年12月22日 東京地裁 判決 ●

②2005年7月7日 東京高裁 判決 ○

③2006年6月15日 最高裁1小決定○

渡部一郎（衆院議員、公明副委員長）

▽新潮社（週刊新潮）

①2006年9月7日 神戸地裁 判決 ○

黒柳 明（参院議員、公明副委員長）、

伏木和雄（衆院議員、公明副委員長）、

大川清幸（参院議員）

▽講談社（週刊現代）など

①2007年12月21日 東京地裁 判決 ○

②2009年3月27日 東京高裁 判決 ●

③2009年9月1日 最高裁3小決定●

山田敏雅（衆院議員）

▽文藝春秋（週刊文春）

①2006年12月25日 東京地裁 判決 ○

木村守男（青森県知事、衆院議員）

▽新潮社（週刊新潮）など

①2005年8月31日 東京地裁 判決 ●

## 2010～2019年

### ◆政治家 対 政治家

菅 直人（衆院議員、内閣総理大臣）

▽安倍晋三（衆院議員、内閣総理大臣）

（メールマガジン）

①2015年12月3日 東京地裁 判決 ●

②2016年9月29日 東京高裁 判決 ●

③2017年2月21日 最高裁3小決定●

丸山和也（参院議員）

▽仙谷由人（衆院議員、内閣官房長官）

（記者会見）

①2012年9月11日 東京地裁 判決 ●

②2013年6月27日 東京高裁 判決 ●

松井一郎（大阪府知事、大阪市長、日本維新の会代表）

▽米山隆一（新潟県知事）（ツイッター）

①2018年9月20日 大阪地裁 判決 ○

### ◆政治家 対 メディア

仙谷由人（衆院議員、内閣官房長官）

▽新潮社（週刊新潮）

文藝春秋（週刊文春）

①2012年6月12日 東京地裁 判決 ●

▽新潮社（週刊新潮）

①2011年11月11日 東京地裁 判決 ○

②2012年4月24日 東京高裁 判決 ○

③2012年10月16日 最高裁3小決定○

稻田朋美（衆院議員、防衛相）

▽毎日新聞社（週刊誌 サンデー毎日）

①2016年3月11日 大阪地裁 判決 ●

②2016年10月12日 大阪高裁 判決 ●

③2017年5月30日 最高裁3小決定●

北沢俊美（参院議員、防衛相）

▽講談社（フライデー）

①2012年5月15日 東京地裁 判決 ○

小川敏夫（参院議員、法相）

▽新潮社（週刊新潮）

①2013年1月21日 東京地裁 判決 ○

②2013年5月13日 東京高裁 和解

▽文藝春秋（週刊文春）

①2015年1月29日 東京地裁 判決 ○

②2015年7月8日 東京高裁 判決 ○

③2016年5月31日 最高裁3小決定○

玄葉光一郎（衆院議員、外相）

▽新潮社（週刊新潮）

①2014年2月26日 東京地裁 判決 ○

甘利 明（衆院議員、経産相）

▽テレビ東京（ニュース番組）

①2013年1月29日 東京地裁 判決 ○

石井 一（衆院議員、参院議員、自治相）

▽新潮社（週刊新潮）

①2011年11月16日 東京地裁 判決 ○

船田 元（衆院議員、経企庁長官）と

船田（畑）恵（参院議員、NHKアナ）

▽新潮社（週刊新潮）

①2011年12月7日 宇都宮地裁判決○

山岡賢次（参院議員、衆院議員、国家公安委員長）

▽新潮社（週刊新潮）

①2010年4月30日 東京地裁 原告側が請求放棄申立て、5月10日訴訟終結

- 福島瑞穂（参院議員、社民党党首）  
 ▽〈静岡新聞社〉コラム執筆の政治評論  
家・屋山太郎  
 ①2019年11月29日 東京地裁 判決 ○  
 辻元清美（衆院議員、総理補佐官）  
 ▽産経新聞社  
 ①2013年3月22日 東京地裁 判決 ○  
 福山哲郎（参院議員、外務副大臣）  
 ▽文藝春秋（月刊誌 文藝春秋）、ライター  
(ブログ)  
 ①2011年10月12日 東京地裁 判決 △  
 ②2012年7月3日 東京高裁 和解  
 筒井信隆（衆院議員、農水副大臣）  
 ▽読売新聞東京本社  
 ①2015年6月15日 東京地裁 判決 ○  
 ②2016年1月26日 東京高裁 判決 ○  
 ③2016年7月28日 最高裁 1小決定○  
 牧 義夫（衆院議員、厚労副大臣）  
 ▽朝日新聞社  
 ①2012年4月27日 東京地裁 判決 △  
 ②2013年2月7日 東京高裁 判決 △  
 ③2013年12月11日 最高裁 2小決定△  
 森 裕子（参院議員、文科副大臣）  
 ▽文藝春秋（週刊文春）、ライター  
 ①2012年12月26日 東京地裁 判決 ○  
 中村哲治（衆院議員、参院議員）  
 ▽奈良新聞社と奈良日日新聞社  
 ①2013年1月17日 奈良地裁 判決 ○  
 ②2013年7月31日 大阪高裁 判決 ○  
 ③2014年4月3日 最高裁 1小決定 ○  
 中田宏（横浜市長、衆院議員）  
 ▽講談社（週刊現代）  
 ①2010年10月29日 東京地裁 判決 ○  
 ②2011年12月21日 東京高裁 判決 ○  
 ▽文藝春秋（週刊文春）  
 ①2014年4月9日 東京地裁 判決 ○  
 長島一由（逗子市長、衆院議員）  
 ▽新潮社（週刊新潮）  
 ①2010年7月1日 東京地裁 判決 △  
 ②2011年1月19日 東京高裁 判決 △  
 ③2011年9月15日 最高裁 1小決定△  
 金子原二郎（衆院議員、参院議員、長崎  
県知事）  
 ▽選択出版（月刊誌 選択）  
 ①2012年12月12日 東京地裁 判決 ●

- ▽講談社（フライデー）  
 ①2014年2月26日 東京地裁 判決 ○  
 小西洋之（参院議員）  
 ▽産経新聞政治部の編集委員兼論説委員  
(個人のフェイスブック)  
 ①2016年7月26日 東京地裁 判決 ○  
 ②2016年12月5日 東京高裁 判決 ○  
 ③2017年4月4日 最高裁 3小決定○  
 亀井郁夫（参院議員）  
 ▽新潮社（週刊新潮）  
 ①2013年5月29日 広島地裁 判決 ○  
 横峯良郎（参院議員）  
 ▽新潮社（週刊新潮）  
 ①2010年11月30日 東京地裁 判決 ●  
 ②2011年8月30日 東京高裁 原告側が請求放棄申立て、訴訟終結  
 立花孝志（参院議員、「NHKから国民を守る党」党首）  
 ▽サイト運営の扶桑社（ネット上の記事）  
 ①2019年11月15日 東京地裁 判決 ●  
 小池百合子（衆院議員、環境相、東京都知事、都民ファーストの会代表）  
 ▽新潮社（週刊新潮 新聞広告など）  
 ①2018年7月17日 東京地裁 判決 ○  
 橋下 徹（大阪府知事、大阪市長、日本維新の会代表）  
 ▽新潮社（週刊新潮）  
 ①2015年10月5日 大阪地裁 判決 ○  
 ②2016年11月16日 大阪高裁 判決 ○  
 ③2017年6月14日 最高裁 2小決定○  
 ▽新潮社（月刊誌 新潮 45）、記事執筆の精神科医  
 ①2015年9月29日 大阪地裁 判決 ○  
 ②2016年4月21日 大阪高裁 判決 ●  
 ③2017年2月1日 最高裁 2小決定●  
 ▽新潮社（月刊誌 新潮 45）、記事執筆のノンフィクション作家  
 ①2016年3月30日 大阪地裁 判決 ●  
 ②2016年10月27日 大阪高裁 判決 ●  
 ▽文藝春秋（週刊文春）  
 ①2016年4月8日 大阪地裁 判決 ○  
 ②2016年10月27日 大阪高裁 判決 ○  
 東国原英夫（宮崎県知事、衆院議員）  
 ▽文藝春秋（週刊文春）  
 ①2014年6月30日 東京地裁 判決 ○